

がん検診の精度管理（事業評価）について

1 求められている役割

* 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書より

- (1) 生活習慣病検診管理指導協議会を設置し、地域がん登録等を活用し、がんの罹患動向、検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行い、市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。
- (2) 生活習慣病検診管理指導協議会において「地域保健・老人保健事業報告」等に基づく市町村からの事業の実施結果を用いて、都道府県内の各市町村及び各検診実施機関の事業評価を行う。
- (3) 各市町村からの報告に基づき、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度及びがん発見率等の指標を把握し、以下の検証を行う。
 - ・各指標について全国数値との比較を行う当の方法により、都道府県全体としてのがん検診の事業評価を行う。
 - ・各指標について市町村ごとの検討を行い、各市町村間、都道府県及び全国における数値との比較において大きな乖離がないか検証する。
 - ・各指標について検診実施機関間で大きなばらつきがないか検証する。
- (4) 各指標について、市町村や検診実施機関の間で大きなばらつきが生じている場合等には、「がん検診の事業評価における主要指標について」（注：本報告書別添4）等を参考にして、検診実施機関の精度管理上の問題か、がん検診の対象集団の特性の差異（年齢構成が異なる場合や検診受診歴が異なる場合等）によるものかなど、問題の所在を明らかにするよう努める。
- (5) 精度管理上の問題が認められる検診実施機関に対しては、「事業評価のためのチェックリスト」の結果に基づき、当該機関の検査機器等が基準を満たしているか、検診に習熟している実施担当者（医師・技師等）を確保しているか等を確認した上で、適切でない場合は、検診実施機関とは認めない措置を講じる。
- (6) 生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果については、市町村、検診実施機関、関係団体等に対して説明会や個別指導等を通じて積極的に周知を図り、それぞれの事業改善を求める。
- (7) 住民が自ら受けるがん検診の質を判断できるように、生活習慣病検診管理指導協議会での検討結果を、ホームページに掲載する等の方法により積極的に公表する。
- (8) 市町村における事業評価及びそれに基づく改善を円滑に進めるために、広域的、専門的かつ技術的拠点である保健所は、市町村支援や検診実施機関の指導等に積極的に取り組む。

2 これまでの取組

- (1) 市町村がん検診事業の数値・指標を「がん検診による精密検査結果評価事業」にて、まとめて冊子にしている。指標等を分析評価するまでに至っていない。
- (2) 「乳がんマンモグラフィ検診従事医師等研修事業」や「乳がん超音波研修委託事業」により、質の向上を図っている。

3 今後の取組

- (1) 県内の各市町村のがん検診の事業評価の実施
がん検診チェックリストの使用に関する実態調査を用い、市町村ごとの指標を分析する。
- (2) 千葉県全体としての事業評価
全国数値との比較による課題の分析
ホームページに掲載するなど積極的な公表
- (3) 精密検査の実施医療機関に対する評価の実施

< 参考 >

1 事業評価の手法（国・都道府県・市町村・検診実施機関等の役割）抜粋

* 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書より

国の役割

都道府県の生活習慣病検診管理指導協議会での活動についての情報提供を受け、国全体及び都道府県別のがん検診の事業実施状況についての分析及び評価を行う。

国立がんセンター等の国内外専門機関の協力の下、がん検診の有効性や事業評価に係る科学的知見の収集を行う。

生活習慣病検診管理指導協議会における事業評価が適切に実施できるよう、技術・体制的指標やプロセス指標に関して、その評価の具体的な実施方法も含めたマニュアル等を策定する。特に、プロセス指標については、現状では、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度及びがん発見率等の各指標に関して、達成すべき目標値が示されていないことから、調査研究事業等を通じてできる限り速やかに設定する。また、がん検診受診率については、自治体間の比較がなるべく正確に行えるよう対象者数の算定方法等の標準化を早急に進める。

市町村の役割

「地域保健・老人保健事業報告」に基づき報告することとされており対象者数、受診者数、要精検者数、精検受診者数、がん発見者数等を正確に把握し、都道府県に報告する。さらに、生活習慣病検診管理指導協議会において検診実施機関ごとの情報（「事業評価のためのチェックリスト」に該当する事項）や各種指標の報告を求め、検診実施機関ごとに整理した上で、都道府県に報告する。

がん検診受診率や精検受診率の向上を図るため、がん検診の対象者を適切に把握するとともに、対象者に対してがん検診の事業評価の結果を十分に説明すること等により、がん検診に対する信頼性を高めるよう努める。また、がん検診の重要性について十分な広報・教育活動を行うとともに、がん検診を受診しやすいよう休日・夜間等における検診の実施も含め受診者の利便性の向上に努める。

生活習慣病検診管理指導協議会における事業評価の結果や保健所等の技術的な助言を踏まえ、必要に応じて事業の実施体制等を改善する。

がん検診は精度管理の徹底が図られている検診実施機関が実施することが極めて重要であることから、生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果に基づき、がん検診指針^()に準拠したがん検診が実施されるよう適切な検診実施機関に委託する。

市町村が民間業者にがん検診を委託する際には、原則として一般競争入札による契約によるが、がん検診事業の一般競争入札に当たり、仕様書に委託基準等を明確に示さずに行った場合には、事業の質にかかわらず最低の価格を持って入札期間が落札することになり、結果として、がん検診事業の質が担保されないおそれが生じる。そこで、「老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について」の中でも記されているように、仕様書には、「事業評価のためのチェックリスト」の事項を参考に、設備、人員、運営等に係る基準等を盛り込むことが重要である。

()がん検診指針：「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知（平成25年3月28日一部改正））

検診実施機関等の役割

(1) 検診実施機関

検診実施機関においては、がん検診指針に沿ってがん検診を適切に実施するよう努める。また、「事業評価のためのチェックリスト」を参考に自己点検を行う。

当該機関の検査機器等や実施担当者(医師・技師等)等について、年度ごとに市町村に正確な情報提供を行う。

なお、地域がん登録を実施している地域においては、検診実施機関が地域がん登録を活用することにより、感度、特異度などの検診の精度を測定したり、偽陰性を把握し、自施設の検診精度の向上に努めることが望ましい。

(2) 精密検査実施機関・治療実施機関

精密検査の結果はがん検診の事業評価において必要不可欠な情報であることから、精密検査実施機関(要精検とされた検診受診者の精密検査を実施する医療機関)あるいは治療実施機関(がんの治療を行う医療機関)は市町村及び検診実施機関の求めに応じて情報提供を行うことが求められる。

なお、地方公共団体等への精密検査の結果の情報提供は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」において、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(第23条第1項第3号)に該当し、必ずしも本人の同意を得る必要はないとされているが(「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日厚生労働省医政局長・医薬食品局長・朗健局長通知)」)、一方、国民のがん検診への理解を得る観点からは、受診者に対して個人情報の利用目的等を説明し、十分な理解に基づく同意を得るよう努めることも重要である。

2 他都道府県の状況

* 各県のホームページより

市町村遵守状況の公表内容

	胃がん	大腸がん	肺がん
公表している都道府県数	15	14	16
うち公表方法	0	0	0
うち公表方法	10	9	11
うち公表方法	2	2	2
うち公表方法 +	2	2	2

公表方法 市区町村名及びチェックリストの有無

A, B, C, D, E等、順守項目ごとにランク付け

市区町村名は公開せず、項目やランクごとの市区町村数だけ